



2024年4月26日

各位

会社名 株式会社 クレハ  
代表者名 代表取締役社長 小林 豊  
コード番号 4023（東証プライム）  
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長  
小川 隆之  
(TEL 03-3249-4651)

### 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 処分の概要

(1) 払込期日	2024年5月24日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 3,312株
(3) 処分価額	1株につき 2,715 円
(4) 処分総額	8,992,080円
(5) 割当予定先	執行役員 4名 3,312株

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、本日開催の取締役会において、当社の執行役員4名（以下「対象役員」といいます。）に対し、本制度の目的、各対象役員の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計8,992,080円を支給し、それを現物出資させて、譲渡制限付株式として、当社の普通株式3,312株（以下「本割当株式」といいます。）を処分することを決議いたしました。

#### <譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と対象役員は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

##### （1）譲渡制限期間

対象役員は、2024年5月24日（払込期日）から当社の取締役又は執行役員のいずれも退任する日（当該日より、本株式の交付日の属する事業年度経過後3月を超えた直後の時点（2025年7月1日の到来直後の時点）が遅い場合には、その時点）までの間、本割当契約に基づき割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

## (2) 謾渡制限の解除条件

対象役員が払込期日の直前の4月1日から翌年の3月31日までの期間（以下「本役務提供期間」と総称する。）の間、継続して、当社の取締役又は執行役員の地位にあったことを条件として、謹渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、謹渡制限を解除する。ただし、対象役員が本役務提供期間において、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役又は執行役員のいずれも退任した場合、当該退任日の翌日において、対象役員が本役務提供期間開始日を含む月から、当該退任日を含む月までの月数を12で除した数に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、謹渡制限を解除する。

## (3) 当社による無償取得

当社は、謹渡制限期間の満了時又は退任日の翌日の時点のいずれか早い時点において、謹渡制限が解除されていない本割当株式を、当該時点の直後の時点をもって当然に無償で取得する。

## (4) 株式の管理

本割当株式は、謹渡制限期間中の謹渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、謹渡制限期間中は、対象役員が大和証券株式会社に開設した謹渡制限付株式の専用口座において管理される。

## (5) 組織再編等における取扱い

謹渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関する当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、対象役員が本役務提供期間開始日を含む月から、いずれも組織再編等承認日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。）に、当該時点において保有する本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る謹渡制限を解除する。

## 3. 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2024年4月25日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である2,715円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象役員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上